

水産土木建設

No.150

2025.4

技術センター会報



クルマエビ養殖場と深江漁港（長崎県南島原市）
（当センター長崎支所 井上職員撮影）

目次

就任のご挨拶（水産庁漁港漁場整備部事業課長 的野 博行）	1
水産公共事業に対する水産庁の市町村支援の取組	
（前 水産庁漁港漁場整備部事業課課長補佐（企画班） 中西 豪）	4
水産基盤整備・維持管理に係る市町村支援のための連絡協議会の開催について	
（当センター 普及部）	8
令和6年度磯焼け対策全国協議会について（当センター東京本部 調査研究部 齋藤 論理）	10
災害復旧支援協定の締結状況について	13
長崎県における海業の取組事例について（前 長崎県 水産部 漁港漁場課長 本多 健一）	16
積算技術情報資料（2024年度版）の発行について	19
第18回「築地セミナー」の開催について	21
当センターの令和7年度の事業計画について	22
令和7年度 漁港漁場関係工事積算基準講習会のご案内	24
当センターの第39回定時総会及び講演会の開催について／センター業務	25

就任のご挨拶

水産庁漁港漁場整備部事業課長 的野 博行



一般社団法人水産土木建設技術センターの会員の皆様におかれましては、日頃より漁港・漁場・漁村の整備の推進にご理解ご協力を賜り心より感謝申し上げます。

今年1月に事業課長に就任しました的野博行と申します。よろしくお願いいたします。また、事業課は、令和6年10月1日に整備課から事業課に名称を変更し、調査担当が当課に加わるなど一部の体制が変わりましたが、水産基盤整備事業の実施という大きな役割は変わっていません。引き続きよろしくお願いいたします。

令和4年に策定された「漁港漁場整備長期計画」の計画期間も残すところあと2年となりました。この長期計画に掲げられた重点課題への取り組みを着実に進めるほか、官民等の関係者が取り組むべき技術課題と技術開発テーマを取りまとめた「漁港漁場整備事業の推進に関する技術開発の方向」に基づく諸課題についても解決に向けて取り組むことが必要となっています。このような中で、事業課では、水産基盤整備事業のうち補助事業の技術的審査や補助金手続き、直轄漁港漁場整備、能登半島地震被害の直轄代行工事、漁港ストックの長寿命化、漁港漁場整備における課題解決のための調査、技術開発、積算基準の設定等の業務を行っています。

今回は、これら事業課の業務の中から、水産庁本庁から直接に工事や設計の発注を行う直轄工事の概要等についてご紹介します。

(1) 能登半島地震直轄代行災害復旧

令和6年1月に発生した能登半島地震により石川県、富山県、新潟県において施設被害

が発生しました。「大規模災害からの復興に関する法律」に基づき、狼煙漁港（狼煙地区）について漁港管理者である石川県知事から、鵜飼漁港海岸について海岸管理者である珠洲市長から、それぞれ国の代行による災害復旧工事の要請があり、これを受けて水産庁が事業を行うこととなりました。



狼煙漁港、鵜飼漁港海岸の位置

①^{のろし}狼煙漁港（^{のろし}狼煙地区）

能登半島先端に位置する狼煙漁港は、珠洲市にある第4種漁港であり、地元船による利用のほか、近海で操業している漁船の避難港としての役割を有しています。狼煙漁港の狼煙地区の全体で1m程度の隆起が発生したことから、航路・泊地の水深が不足するとともに、水面からの岸壁の上部までの高低差が大きくなる等の被害が発生しました。

水産庁では、令和6年4月から港口側の泊地とそこに至る航路の浚渫工事を開始し、9月に避難利用が可能となりました。その後も、港奥側の泊地浚渫と隆起した岸壁の切り下げによる仮復旧工事を実施し、今年3月に岸壁の一部が陸揚げ等に利用可能となりました。今後は、津波による被害を受けた防波堤の復

旧や岸壁の本格的な復旧等の工事を進めることで、早期に漁港機能の回復を図る予定としています。



泊地の浚渫工事(R6.6)



岸壁の切り下げ工事(R7.1)

プレスリリース

令和7年3月28日
水産庁

狼煙漁港(狼煙地区)の岸壁の一部が利用可能になりました

水産庁は、令和6年能登半島地震災害により被災した狼煙漁港(狼煙地区)において、一部泊地の浚渫工事及び岸壁の仮復旧工事を完了し、除揚作業ができるようになりました。

1. 概要

令和6年能登半島地震災害により被災した狼煙漁港(狼煙地区)については、国による災害復旧事業の代行を行っています。狼煙漁港(狼煙地区)においては隆起が発生し、泊地や航路の水深が浅くなるとともに、岸壁の高さが高くなったこと等により除揚が困難な状況となりましたが、今般、工事の実施により航路・泊地の水深を確保するとともに、岸壁の仮復旧を行いました。これにより、岸壁の一部を隆揚等に利用できるようになりましたのでお知らせいたします。

2. 利用可能な泊地及び岸壁の位置図

漁港名	漁港管理者所在地
狼煙(のろし)漁港(狼煙地区)	石川県知事石川県珠洲市狼煙町から同市狼煙新町

<添付資料>
利用可能な泊地及び-3.0m岸壁仮復旧の位置図(狼煙漁港(狼煙地区)) (PDF: 593KB)
なお、当該泊地周辺の防波堤、岸壁等の施設は復旧未了のため、ロープ等により係留しないようにご留意願います。

(参考)
令和6年2月8日付けプレスリリース「漁港災害復旧事業の直轄代行について」
<https://www.jfa.maff.go.jp/j/press/seibi/240208.html>
令和6年5月7日付けプレスリリース「狼煙漁港(狼煙地区)の災害復旧工事に着手します」
<https://www.jfa.maff.go.jp/j/press/seibi/240507.html>
令和6年9月11日付けプレスリリース「狼煙漁港(狼煙地区)の一部泊地が利用可能になりました」
https://www.jfa.maff.go.jp/j/press/seibi/240911_9.html

【お問合せ先】
漁港漁場整備部事業課
担当者: 下園、鈴木
代表: 03-3502-8111 (内線6580)
ダイヤルイン: 03-3502-8493

農林水産省 (1 / 1)

狼煙漁港の岸壁仮復旧工事完成のお知らせ

②鵜飼漁港海岸

珠洲市の鵜飼漁港に隣接した海岸において、海岸保全施設である護岸の倒壊や亀裂のほか、人工リーフのブロックが飛散する等の被害が発生しました。

鵜飼漁港海岸の背後地域の市街地は、津波による被害が特に大きい地域であることから、地元関係者による復興まちづくりの計画を踏まえて復旧工事を実施することとしています。

③被災地への応援職員派遣

被災後の初期段階で行うべきこととして、施設の被害状況の把握があります。しかしな

がら、石川県、富山県、新潟県を合わせると100を超える漁港の被害状況調査を迅速に行うことは困難であったことから、全国から多くの応援職員の派遣を得て調査が行われました。この結果、令和6年3月時点で73漁港において施設被害が発生していることが確認されました。

その後は、直轄代行工事対象漁港を除き、漁港管理者による施設復旧が進められています。しかし、業務量に対して技術職員数が十分ではない状況となっており、被災した県・市からは、全国知事会、総務省を通じて、派遣要請が行われました。これに対し、全国の都道府県・市から職員派遣に対応いただき、災害復旧事業の査定設計書作成、復旧工事の発注事務等の支援を行っていただいています。応援職員の規模は、被災直後の被害調査や災害復旧事業への支援を含め、令和7年3月時点で7,985人日となっています。被災地に派遣され、復旧業務に従事された職員の方に対して感謝を申し上げるとともに、派遣元における業務調整や関係機関との連絡調整を担っていただいた組織の皆様に、この場をお借りして改めて御礼を申し上げます。

(2) フロンティア漁場整備

水産庁では、我が国沖合域において、水産資源の生産力を向上させる目的で、フロンティア漁場整備を行っています。制度創設の平成19年度から令和6年度までに5地区で工事を実施してきました。このうち、4地区がマアジ、マイワシ、マサバを対象とした増殖機能を持つマウンド礁であり、1地区がズワイガニ、アカガレイを対象とした保護育成礁です。これらのうち2地区では既に工事が完了し、これまでに一定の効果が確認されています。

また、令和7年度予算では、新たに隠岐海峡地区の着手が認められました。今後、特定漁港漁場整備事業計画の策定手続き、構造検討等を経て、工事を実施する予定です。

水産庁では、今後も排他的経済水域におけ

- 2 -

フロンティア漁場整備事業の概要

1. 趣旨

我が国の沖合域において、国が漁場整備を実施することにより、当該海域の水産資源の生産力を向上させ、水産物の安定供給の確保を図る。

2. 要件

- ①排他的経済水域において、
- ②漁業法に規定する特定水産資源^(※)(TAC魚種)であって、保護措置が講じられているものを対象とし、
- ③事業による著しい効果があると認められるもの。

※TAC魚種：くろまぐろ、さんま、すけとうだら、まあじ、まいわし、まさば及びごまさば、するめいか、ずわいがに
(令和2年12月の改正漁業法施行前に着手した事業にあっては、TAE魚種のあかがれいを含む。)

3. 事業実施主体 国

4. 予算額 R7当初予算額14.7億円(R6当初14.0億円)

5. 負担率 国3/4、都道府県1/4

6. 事業実施箇所

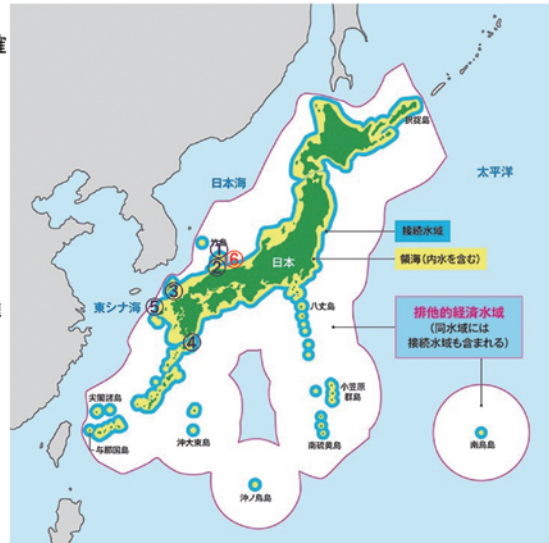
(保護育成礁)

- ①日本海西部地区(アカガレイ、ズワイガニ) 平成19年～

(マウンド礁)

- ②隠岐海峡地区(マイワシ、マサバ、マアジ) 令和2年完成
- ③対馬海峡地区(マアジ、マサバ、マイワシ) 平成29年～
- ④大隅海峡地区(マサバ、マアジ、マイワシ) 平成29年～
- ⑤五島西方沖地区(マアジ、マサバ、マイワシ) 平成27年完成
- ⑥隠岐海峡地区(マイワシ、マサバ、マアジ) 令和7年～

【我が国排他的経済水域と事業実施箇所】



出典：日本の領海等概念図(海上保安庁)を基に作成

排他的経済水域(EEZ)とは、領海の基線からその外側200海里(約370km)の線までの海域(領海(12海里)を除く。)等で、沿岸国に、天然資源の探査、開発、保存及び管理等のための主権的権利等が認められている。

フロンティア漁場整備事業の概要

る漁場整備を展開したいと考えていますので、国による事業に興味がある都道府県等におかれては、事業課までご連絡いただくようお願いいたします。

主体が円滑に事業を推進できるようできる限り支援していきたいと考えています。今後ともよろしくお願いいたします。

(3) 糸満漁港直轄漁港整備

糸満漁港は、沖縄県唯一の第3種漁港であり、沖合のマグロはえ縄漁やひき縄漁、イカ釣り漁を中心とする水産業の流通拠点です。この糸満漁港において、高度衛生管理型市場が整備されることに伴い、水産庁の漁業取締船の係留岸壁が困難となることから、新たに直轄漁港整備により漁業取締船用の岸壁、泊地の整備を行うこととなりました。令和2年度から事業を開始し、現在は浚渫工事を進めています。今後は残土処理護岸や岸壁の工事等を進めていくこととしています。

今回は直轄事業についてご紹介しましたが、水産基盤整備事業を取り巻く環境が日々変化していく中で、効率的・効果的に事業に取り組むとともに、補助事業についても事業

水産公共事業に対する水産庁の市町村支援の取組

前 水産庁漁港漁場整備部事業課課長補佐（企画班） 中西 豪

1. はじめに

人口減少と産業構造の変化に伴い、地方公共団体は厳しい財政状況が続くとともに、人員削減が進み、技術職員の不足が問題となっている。漁港・漁場・漁村・漁港海岸の施設を整備する水産公共事業は、補助事業が中心であり、地方公共団体（漁港管理者）等により行われている。特に、漁港管理者の多くは市町村であるため、水産公共事業の多くは市町村により実施されている。

水産公共事業を実施していくには、計画策定、予算要求、事業申請、工事発注、維持管理、災害時対応等の様々な業務を行う必要があり、特に、計画策定、工事発注、維持管理及び災害後の施設点検や復旧業務には、水産、土木、海洋環境等にかかる技術的、専門的な知見が必要となる。加えて近年では、「激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策」、施設の老朽化の進行に伴う「予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策」も求められ、昨今は建設業の働き方改革の推進への対応も不可欠である。担当職員・技術職員が不足する市町村であっても、施設の適切な維持管理を進めながら、新たな要請に応えていくことが求められている。

そこで、水産庁では、関係団体等と連携しながら、漁港管理者等である市町村からの要請などを踏まえながら、市町村担当者を技術的に支援していく取組を進めている。

2. 市町村における漁港漁場担当職員の実態

漁港の管理は、全国2,777漁港（令和6年4月1日現在）のうち、都道府県による管理が814漁港、市町村による管理が1,963漁港となっている。管理者の内訳は、都道府県管理者数が38団体、市町村管理者が403団体となっており、漁港管理者

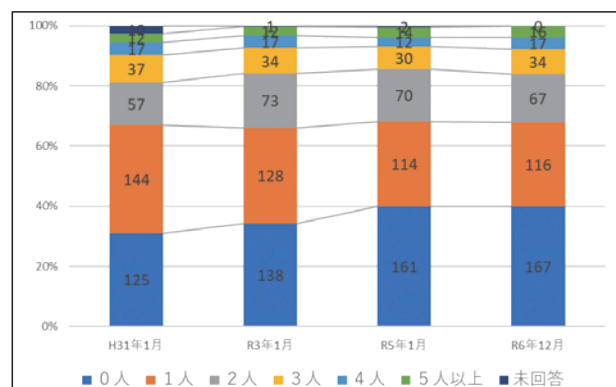
に占める市町村の割合が非常に大きいことが特徴である（表－1）。

表－1 漁港管理者と漁港数

	管理者別		合計
	都道府県	市町村	
漁港管理者数	38	403	441
漁港数	814	1,963	2,777

令和6年4月1日現在

水産庁では、漁港管理者（403市町村）における漁港・漁場の整備及び管理に係る実態について平成31年及び令和3年、令和5年、令和6年とアンケート調査を行った。この結果、市町村における技術系職員の配置状況をグラフ化したものが図－1である。



図－1 市町村(全403 漁港管理者)における漁港漁場の担当技術職員数(管理職を除く。)

担当技術系職員数の構成が0名または1名である市町村が、全体の約7割となるなど厳しい状況であることがわかる。また、全403市町村における漁港漁場の担当職員の平均職員数は1.89人で4年前と比較して約7%減少している。そのうち、特に技術系職員は1.16人と、同じく4年前の調査時点と比べ約8%減少しており、市町村担当者の置かれた状況は一段と厳しくなっている。

また、職員の在籍年数に関しては、在籍年数が長い職員を有する市町村ほど、平均管理漁港数が

多い傾向にある。3割近い市町村において、5年以上在籍する職員を配置している状況があり、4年前から大きな変化は見られていない。在籍年数の長い職員が多く業務をこなせることから、当該職員の異動を難しくしている状況があることも考えられ、円滑な引継ぎや後任者の早期育成を支援していくことが重要と考えられる。

水産庁では、これらの状況を鑑みつつ、市町村を中心とした漁港管理者による事業の実施に係る支援策として、「業務手引書の作成」、「発注者支援制度創設」、「災害時技術支援」、「相談窓口の設置」等を進めてきた。本稿では、これら主な支援策について紹介していきたい。

3. 漁港漁場整備事業の実務の手引き

「漁港漁場整備事業の実務の手引き」（図－2）は、初任者でも漁港漁場整備事業の実務の一連の流れ（計画、予算要求、事業申請、工事発注、管理等）を容易に理解して、早期に実務に携わることができるように考え、策定した冊子である。令和2年3月に策定し、水産庁のHPにも掲載して活用を促している。より利用しやすくなればとの思いから毎年更新して内容の充実を図っており、現在は令和5年度版（第4版）を水産庁HPにて公開している。



図－2 漁港漁場整備事業の実務の手引き
（掲載内容の一例）

【本手引きにおける主な掲載内容】

- ・漁港漁場整備事業の実務の流れ：計画策定から予算要求、事業執行に係るまでに必要となる手続きについて一連の流れを図示して解説。
- ・事業制度の概説：漁港、漁場や水産物の流通に

関する課題と各現場条件を下に、支援メニュー（補助事業の種類）を概ね選定できるよう「早見表」を掲載。

- ・計画書の作成方法：実際の事業計画書の作成例を掲載しながら、記載すべき内容と留意点などについて解説。
 - ・予算要求と交付申請：予算要求を行う際に必要となる手続きと方法、作成が必要となる書類等について参考文献とともに解説。
 - ・事業の執行と台帳調整：事業実施の際、完了の際に必要な手続きや必要書類について、記載事例を基に作成方法や留意点等について解説。
 - ・「よろず相談窓口」に寄せられた過去の相談事例（6事例）についてQ&A形式にて概要を紹介。
- 令和5年度版では、よろず相談Q&A事例を追加するとともに、よろず相談等で問い合わせの多い、制度や支援対象についての質問に応える形で、近年における新規拡充事項の解説を追加している。

4. 水産関係公共事業等発注者支援機関の認定

水産庁では、漁港漁場整備事業の実施者自らが発注関係事務を適切に実施することが困難な場合に、品確法第21条第4項に基づいて、その事務を行うことができる者を認定する「水産関係公共事業等発注者支援機関認定制度」を導入している。技術者が不足する市町村にとって重荷となりがちな発注関係事務が的確に実施できる公的な支援制度である。令和2年7月に厳選なる審査を行い、4者を支援機関と認定した。当該制度の活用実績は、令和2年度に22件だったものが令和3年度に74件、令和4年度には77件となるなど着実に浸透してきている。具体的な支援業務は、積算業務や設計業務の委託、工事発注における技術支援、災害復旧にかかわる協定の締結に加えて、施工管理・現場技術業務についての依頼等も見られている。今後は、これまでの実績を踏まえ、利用しやすい環境を整えることについても検討していくこととしている。

5. 災害発生時の現地調査と技術支援

農林水産省では、災害被災地の早期復興を支援するため、災害発生時に職員派遣（MAFF-SAT【農

林水産省・サポート・アドバイsteam)】を行っている。

災害により甚大な水産関係被害が確認された場合、水産庁では、本庁各課と各漁業調整事務所が連携し、①水産関係被害状況の迅速な把握のための現地調査、②災害からの復旧・復興に向けた技術支援を行っており、これまで、令和元年度延べ54人・日、2年度延べ66人・日、3年度延べ18人・日、また、4年度には、石川県能登地方地震で被災した石川県、8月豪雨により内水面漁業などに大きな被害が生じた新潟県、台風第11号により漁港施設等に甚大な被害が発生した長崎県、台風第14号により養殖業などに大きな被害を生じた大分県、宮崎県へ延べ14人・日を派遣してきた。また、令和6年1月に発生した能登半島地震に対する対応のため、令和5年度から令和6年度にかけ、延べ169人・日の水産庁職員を派遣している。



写真 現地調査状況(台風第11号により転倒した防波堤)

特に技術支援については、水産被害に対する支援策の説明だけでなく、漁港施設、海岸保全施設、漁場施設及び水産業共同利用施設(荷捌き所、養殖施設や種苗生産施設など)に関しては、都道府県現場事務所、市町村や漁協の職員に対して直接、被災した個別の施設の復旧方針や災害復旧申請についての具体的な助言などを行っており、被災地の速やかな復興の支援に取り組んでいる。

6. 相談窓口の創設と充実

6-1 漁港漁場整備に係る「よろず相談窓口」

水産庁では、漁港漁場整備事業の実施にあたり発生する疑問点等に関して、特に相談先がわからない状態については早急に解消することが重要と

考え令和2年度より、「よろず相談窓口」を開設している。市町村を指導監督する立場である都道府県においても、人員削減や技術者採用の抑制の影響等により経験者が減少し、かつてに比べ、余裕がなくなっているとの声も聞かれることから、相談のしやすさを重視して、相談内容は幅広く受け付けることとしている。また、維持管理等に必要な技術に関することなど、特に専門性が高い事項については、問題解決に当たって技術面で適切にサポートできるよう、関係団体・研究機関とも連携して回答できる体制を構築した。

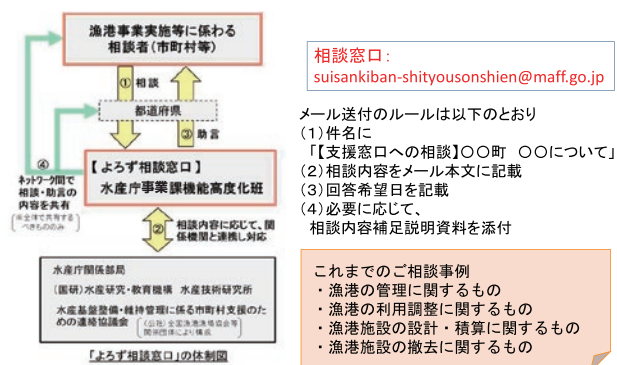


図-3 よろず相談窓口の体制

これまでの相談件数は、令和2年度18件、令和3年度31件、令和4年度11件、令和5年度25件、令和6年度においては13件で合計98件(R6.2.28現在)となっている。これら寄せられた相談案件を整理し、大まかに分類したものが(表-2)である(ご相談は、複数の事項に跨っているものや様々な側面があるものが多く、明確な分類は難しいため、大まかな分類としている)。

分野	相談概要(キーワード)
調査・計画	港内堆積、漁港の耐震対策、撤去、B/C、補償調査・計画策定をする際の基準や考え方に関する事項
漁場関係	試験的な魚種設置、産場造成、耕うん、沈船魚種の取り扱い事業を実施するための考え方や参考事例に関する事項
設計	耐震照査、コンクリート舗装に関する考え方に関する事項
実施	付帯施設、係船柱、撤去、増設、工法選定、支援制度補助事業の支援対象範囲等に関する事項
施工・積算	付属物積算、水中作業の積算、特殊な作業を必要とする工事の積算に関する事項
利用調整	放置艇対策を行うための他事例の情報、船舶の撤去を簡易代執行する際の考え方や積算に関する事項
管理	町道、建屋、法定外公共物に関する管理、利用調整、占用、財産処分、撤去、統合・廃止、漁港台帳の調整に関する事項
海岸	海岸の管理、占用、施工、老朽化、放置艇対策、漁港廃止、台帳調整に関する事項

表-2 よろず相談の案件概要

相談内容の中で特に目立つのは、「漁港の管理」に関するものとなっている。背景として事業実施から長い年月が経過し、整備された施設の活用方法などに変化が生じることで、施設の処分や撤去、占用・利用などについて、様々な問題が発生している状況が想像できる。次に多い「漁港海岸」に

更に、ご質問への回答の後には、フォローアップも行っており、その後の事業進捗や追加の疑問・問題が発生していないかなどについて伺っている。また、回答作成の際、水産庁内の担当部局より協力いただいていることから、関係する各担当者が、別の場面でよろず相談窓口にご質問のあった事項についてより丁寧に説明していくなど、本来業務へのフィードバックすることも重要な役割であると考えている。

漁村は、全国平均を上回る速さで人口減少や高齢化が進行し、活力の低下が深刻な問題となっている。このため漁港管理者においても、漁港の水産物を生産・流通する場としての機能に加え、豊かな自然や漁村ならではの地域資源の価値や魅力を生かした海業（うみぎょう）の推進により、地域の所得向上と雇用機会を確保していくことが重要な責務となっている。令和4年3月に閣議決定された水産基本計画及び漁港漁場整備長期計画においても漁港を海業に利活用するための仕組みを検討していくこととしている。しかしながら、漁港・漁村における海業に対するポテンシャルは高いものの、民間を中心としたさまざまなアイディ

相談から回答の流れ

海業振興に係わる相談者

相談

↓

**海業振興総合相談窓口
(海業振興コンシェルジュ)**

設置場所：水産庁事業課

↑

回答

※相談先がわからない場合は、海産物消費拡大課へご相談ください。

相談

↓

↑

回答

※相談先が分かる場合には、各事業等を所管する部署へ直接ご相談ください。

＜海業振興に関連する省庁＞

水産庁	農林水産省	内閣府	経済省	文化庁	国土交通省	中小企業庁	厚生労働省	環境省	金融庁	日本政策金融公庫
-----	-------	-----	-----	-----	-------	-------	-------	-----	-----	----------

建設業全体の技術者・技能者不足の問題は、より顕著となっている状況である。漁港漁場の施設の老朽化が進行する中、将来にわたって漁港漁場の整備を確実に実施していくためには、品確法の改正に併せ、建設業界の働き方改革を進める必要がある。また、工事の発注に当たっては、現場実態に合わせつつ、適切な工期を設定する必要がある。他方、漁港の大半を占める第一種漁港等の主な漁港管理者である市町村の方々において、技術者が少ない状況を鑑みると、適宜適切なサポートを行う必要がある。

(https://www.jfa.maff.go.jp/j/gyoko_gyozyo/g_vorozu/index.html)

水産基盤整備・維持管理に係る市町村支援のための 連絡協議会の開催について

当センター 普及部

1. はじめに

令和7年3月5日（水）に東京都中央区築地の東銀座会議室において、漁港・漁場関係の5団体で構成される「水産基盤整備・維持管理に係る市町村支援のための連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）」の令和6年度の協議会を開催しましたので、その内容等について報告します。

2. 連絡協議会について

この「連絡協議会」は、市町村などにおいて技術者が不足する状況下において、地方公共団体が取り組む水産基盤整備事業の実施、関連施設の維持管理等が円滑に実施できるように支援することを目的として、平成31年4月24日に発足したものです。漁港・漁場関係の5団体（（公社）全国漁港漁場協会、（一財）漁港漁場漁村総合研究所、（一社）全日本漁港建設協会、（一社）漁港漁場新技術研究会、（一社）水産土木建設技術センター）が結集し、市町村支援の様々な活動を行っています（当センターが協議会の事務局を担当）。

3. 令和6年度連絡協議会の概要について

（1）あいさつ

冒頭、当センター理事長でもある吉塚連絡協議会会長から、昨年1月に発生した能登半島地震の災害復旧業務に取り組んでいるが、能登地域の復興についてはまだ緒についたところであり今後さらに進んでいくものと思われる。

一方、能登半島だけではなく、周防灘、日向灘等の全国各地でも地震災害等が発生しており、各地で頻発する災害に対応する災害復旧については今後も喫緊の課題となると認識している。加えて市町村や各団体の職員の人材難に苦勞しているなか、本協議会では各団体が協力し

ながら、市町村支援活動が円滑に実施できるように傾注努力しているところであり、今後も引き続き、円滑な市町村支援を実施できるよう、忌憚のないご意見を頂きたい旨の挨拶がありました。



吉塚連絡協議会会長あいさつ

また、オブザーバーとして出席した水産庁事業課の中西課長補佐からは、市町村等においては従来と同様に技術者が不足する状況については変わっていない。国交省の公共事業実施分野でも同様の悩みがあり、相応に大規模な市町村においても技術者がいないため事務担当者が発注業務を担当していることがあると聞いている。水産基盤整備分野では、各団体からの支援を得ており、今後も事業実施や維持管理が効率的にできるように引き続き、ご支援ご協力をお願いしたい旨の挨拶がありました。

（2）事業報告

連絡協議会を構成する5団体から令和6年度の活動状況について報告があり、加えて、オブザーバー参加の（国研）水産研究・教育機構水産技術研究所環境・応用部門水産工学部より、「地方公共団体担当者を対象とした漁港・漁場・

海岸の施設の設計にかかる相談会」を開催したことが報告されました。さらに、水産庁における市町村支援の状況について情報共有を受けました。

(3) 意見交換

事業報告に引き続き、質疑応答及び意見交換を行いました。その概要は次のとおりです。

- ①市町村への広報活動の実施のためには、地方開催の講習会への講師派遣などの機会を利用すべきである。特に、オンラインを活用した情報提供も検討すべきである。
- ②都道府県へのPR活動を通じて本協議会の活動や情報が都道府県から市町村へさらに浸透出来ると望ましい。
- ③大規模災害の際の災害復旧に支障がでないよう事業の円滑な実施のための支援体制の確立が必要である。
- ④パンフレット及びホームページについて最新情報へ更新して、引き続き市町村などへ配布周知すべきである。また、海岸事業に対しての支援も記述すべきである。

4. おわりに

これからも全国の漁港等を管理する市町村の方々に、連絡協議会で行っている市町村支援の内容を広く周知するとともに、技術者が不足する市町村の要請に応じて支援を推進してまいります。

何かお困りの事項や相談があれば、連絡協議会の事務局である当センターまでご一報ください。



市町村支援連絡協議会の詳細については、
こちらのホームページをご覧ください

<https://www.fidec.or.jp/shichouson-shien>
又は



漁港漁場 市町村支援

検索

**漁港・漁場整備・維持管理業務のお困りごとに
漁港漁場関係5団体が連携して支援します！**

—水産基盤整備・維持管理に係る市町村支援のための連絡協議会—

支援の概要

- 事業の企画・立案**
事業採択等に向けた調査、資料作成のための技術的支援
- 職員の技術力の確保**
職員の資質向上、技術情報の提供人材不足への対応等の支援
- 事業の実施**
事業実施(設計、発注、入札、監理検査等)のための技術的支援
- 施設の維持・管理**
管理施設の長寿命化対策や効果把握のための技術的支援
- 災害復旧**
管理施設の災害復旧業務を円滑に実施するための技術的支援

全国の市町村において技術職員の減少・不足に伴い、水産基盤の整備、災害時の対応や維持管理を円滑に行うことが難しくなっているため、漁港・漁場等に関する5団体が結集し、「水産基盤整備・維持管理に係る市町村支援のための連絡協議会」(「市町村支援協議会」)を設立し、市町村が直面する課題に対して必要な支援を行っています。

気軽にお問い合わせください

○連絡協議会全般について (事務局)
一般社団法人 水産土木建設技術センター (TEL 03-3546-6858)
(E-mail) shien@fidec.or.jp (WEB) <https://www.fidec.or.jp/shichouson-shien>

○各団体が行う支援内容について

一般社団法人 水産土木建設技術センター (センター)	(TEL 03-3546-6858)
一般社団法人 漁港漁場関係総合研究所 (漁村研研)	(TEL 03-5833-3220)
一般社団法人 全日本漁港建設協会 (全漁建)	(TEL 03-6661-1155)
公益社団法人 全国漁港漁場協会 (漁港協会)	(TEL 03-6206-0066)
一般社団法人 漁港漁場新技術研究会 (新技術)	(TEL 03-5294-6868)

※ 括弧内：団体名略称

令和6年度磯焼け対策全国協議会について

当センター東京本部 調査研究部 齋藤 論理

1. 協議会の開催

磯焼け対策に取り組む関係組織や活動団体等に対して、令和5年度までに把握・整理した藻場保全や磯焼け対策に資する成果を共有する場として、磯焼け対策全国協議会（以下、協議会という）が毎年度開催されています。令和6年度は、水産基盤整備調査委託事業の一環として当センターが事務局の一部を担い、協議会を令和7年1月24日に東京大学伊藤謝恩ホールで開催しました。昨年と同様に、今年度も約350名の民間事業者や自治体の方々にご出席頂きました。



図ー1 会場の様子

2. 協議会の概要

水産庁漁港漁場整備部の中村隆部長より開会のご挨拶をいただいた後、昼休憩を挟んで計10件の報告等が発表されました。磯焼け対策に関して各地域から4件の報告を頂き、加えて近年のトピックスとして藻場保全・ブルーカーボン等に関する6件の発表、最後に「特別上映」として映画「ここにいる、生きている。」ハイライト版を上映いたしました。（表ー1）。

特に海水温上昇やブルーカーボンに対する取り組みへの関心は高く、活発な質疑・意見が交わされました。



図ー2 水産庁漁港漁場整備部中村部長の挨拶

表ー1 発表要旨

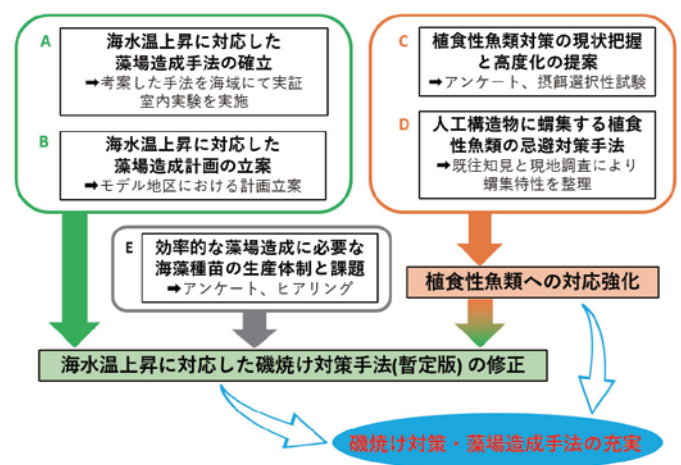
磯焼け対策に関する各地域からの報告	藻藍部プロジェクト ～藻場再生を軸とした経済と環境の好循環モデルの構築～ 三井共同建設コンサルタント株式会社 吉田恭平
	福岡市の離島・小呂島での 食害生物から海藻を守りながら藻場造成をする技術の実践 株式会社ベントス 南里海児

	千葉県の「藻場の保全・回復に向けた取組指針」及び 実施している磯焼け対策について 千葉県農林水産部水産局漁業資源課 森丘 聡
	佐賀県玄海海域における藻場保全の取り組み 佐賀玄海漁業協同組合青壮年部兼 袈裟丸マリン株式会社 袈裟丸彰蔵 佐賀県玄海水産振興センター 大庭元気
藻場保全・ブルーカーボン等に関するトピックス	「海の森を守ろう！日本列島ブルーカーボンプロジェクト」 三浦半島における藻場造成の実施について 日本テレビ放送網株式会社 荻野 健 内藤庸介
	「北三陸から、世界の海を豊かにする」 株式会社北三陸ファクトリー 鈴木宏和 渋谷風雅
	海業から考える愛南町の磯焼け対策 愛南町役場水産課 浜辺隆博 清水陽介
	海水温上昇に対応した藻場造成手法について 一般社団法人水産土木建設技術センター 完山 暢
	植食性魚類による食害対策の高度化検討について 国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産技術研究所 野田 勉
	水産庁の藻場に関する施策の動向 水産庁漁港漁場整備部事業課 安田大樹
特別上映	映画「ここにいる、生きている。」ハイライト版

3. 当センターからの発表内容

当センターからは、水産基盤整備調査委託事業「海水温上昇に対応した藻場整備における検討調査」における取組を、完山主任研究員より発表しました。

令和5年度に作成した「海水温上昇に対応した磯焼け対策手法(暫定版)」の改訂を行うため、図－3の様々な実験を行いました。また、今年度の調査結果や既往知見をもとに令和7年度までに対策マニュアル「海水温上昇に対応した磯焼け対策手法(暫定版)」を改訂することを目指しています。これを充実した内容とするために、令和7年度も更なる知見の収集・解析や海域実証、植食魚への対策手法を実施・検討していきます。

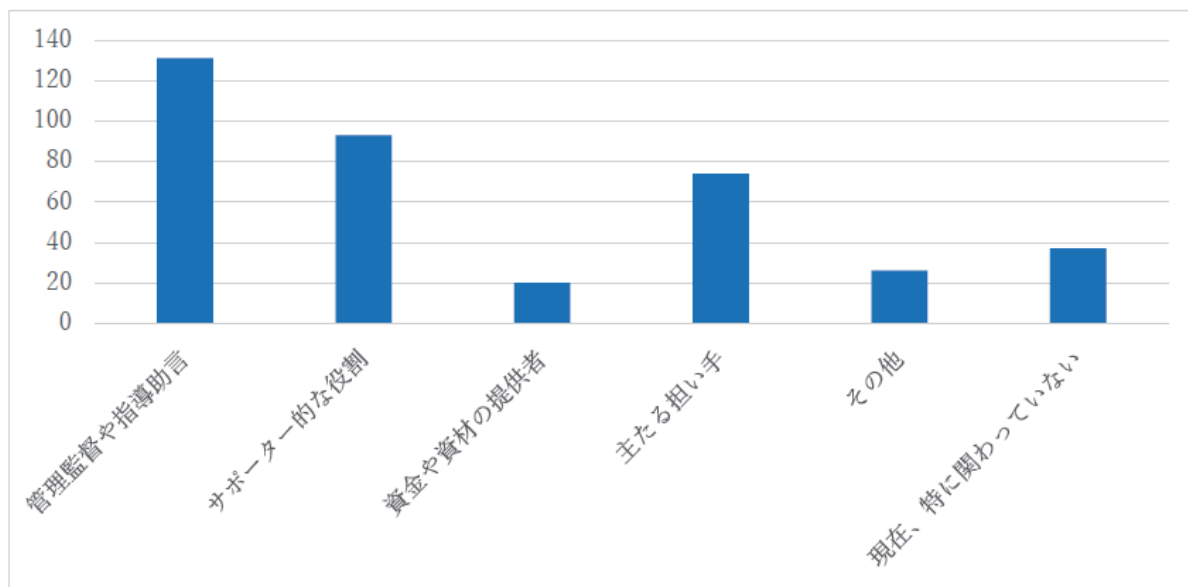


図－3 主な調査内容

4. 参加者からの意見

協議会の参加者にアンケートを実施しており、今後協議会で取り上げて欲しいテーマとしては、今回のトピックスとなった「高水温への対応」「ブルーカーボン」以外にも、「人手不足への対応」「実行的・効率的モニタリング」「植食性魚類対策」といった現場で苦慮している事

柄への関心が特に高いことが把握できました。また、参加者が藻場保全にどのように関与しているのかをアンケートで聞いたところ、指導助言やサポート、保全活動実施の3つが多く、現在藻場保全に関わっていない方も多数協議会に参加されていました。



図ー4 アンケート調査結果

5. 今後の展望

本協議会は、来年度も開催予定となっています。参加者からの意見やニーズに着目しつつ、最新の磯焼け対策の現状や技術、ブルーカーボンの動向などをテーマとして今後も盛り込んでいく予定です。

また、アンケートの結果から、藻場に関する情報は他業界からも注目度が高いことがわかりました。今後、磯焼けの現状を一般の方にも興味を持って頂くために、より一層協議会の運営に力を入れていく所存です。

災害復旧支援協定の締結状況について

1. はじめに

一般社団法人水産土木建設技術センター（以下「当センター」という。）では、予め災害発生時の対応のための体制を整えて被災した漁港等の施設の迅速な復旧を図ることを目的に、当センター会員で希望する市町村と災害復旧支援協定（以下「協定」という。）の締結を推進しています。

主な支援内容としては、被災した市町村から支援要請を受けた場合、必要に応じて当センター職員が現地に出向いて被災状況の確認と応急復旧の必要性を検討するとともに、提出期限が迫る「災害速報」の作成と応急復旧の協議を支援します。また、要望に応じて災害査定から復旧工事の完了までを支援しています。

2. 直近の協定締結状況

当センターは、平成30年8月1日に島根県松江市と初めて協定を結んで以降、令和6年10月31日現在、協定締結総数は62市町村を数えるまで増えました。今回は会報148号で報告した以降に協定締結した2市町をご紹介します。

（1）愛媛県上島町

令和7年1月21日、愛媛県上島町との協定締結式を上島町役場弓削総合支所において行いました。上島町からは上村俊之町長、当センターからは吉塚靖浩理事長が出席して協定書を取り交わしました。

上島町は、愛媛県と広島県の県境にある瀬戸内海の25島で構成され、平成16年10月当時の弓削町・生名村・岩城村・魚島村の4町村が合併し誕生しました。漁港は第1種漁港の岩城・弓削・高井神・篠塚並びに江ノ島漁港を管理し、他にも地方港湾が5港と瀬戸内海の地形を活かして多くの港が存在しています。平成6年4月

17日の豊後水道地震では、震源地に近かったものの、幸いにも被害報告はありませんでした。

締結式署名後には、上村町長から「協定を締結したことでより迅速な復旧が可能となる」との発言があり、吉塚理事長からは「上島町と共に防災対策を進めたい」と挨拶がありました。

なお、魚島の鯛は瀬戸内海で生まれ、外海と違い潮流の速い海で育って身が締まり、美味この上なく称賛されています。

また、生名島は、活車えびの特産地で、他にも岩城島にはレモン以外にも瀬戸内の気候が育んだ様々な柑橘類が揃っています。



写真—1 上島町 災害支援協定締結式



図—1 上島町漁港位置図

(2)長崎県大村市

令和7年2月18日、長崎県大村市との協定を締結しました。これにより、長崎県内で漁港を有するほぼすべての沿海市町と災害復旧支援協定を締結することができました。

大村市は、長崎県の本土側の中央部、大村湾の東側に位置し、漁場となる大村湾は閉鎖性の強い内湾となっており、長崎県の空の玄関口で

ある長崎空港が湾内にあります。

漁港は、第1種漁港の松原漁港と東浦漁港の2漁港を管理しています。漁業は、小型機船底びき網漁業、一本釣漁業、はえ縄漁業、かご漁業等を主体に、複数の漁業種類を組み合わせた漁業が営まれており、冬場に小型機船底びき網(なまこ桁びき網)や鉾突きで漁獲されるナマコは地域の特産種となっています。

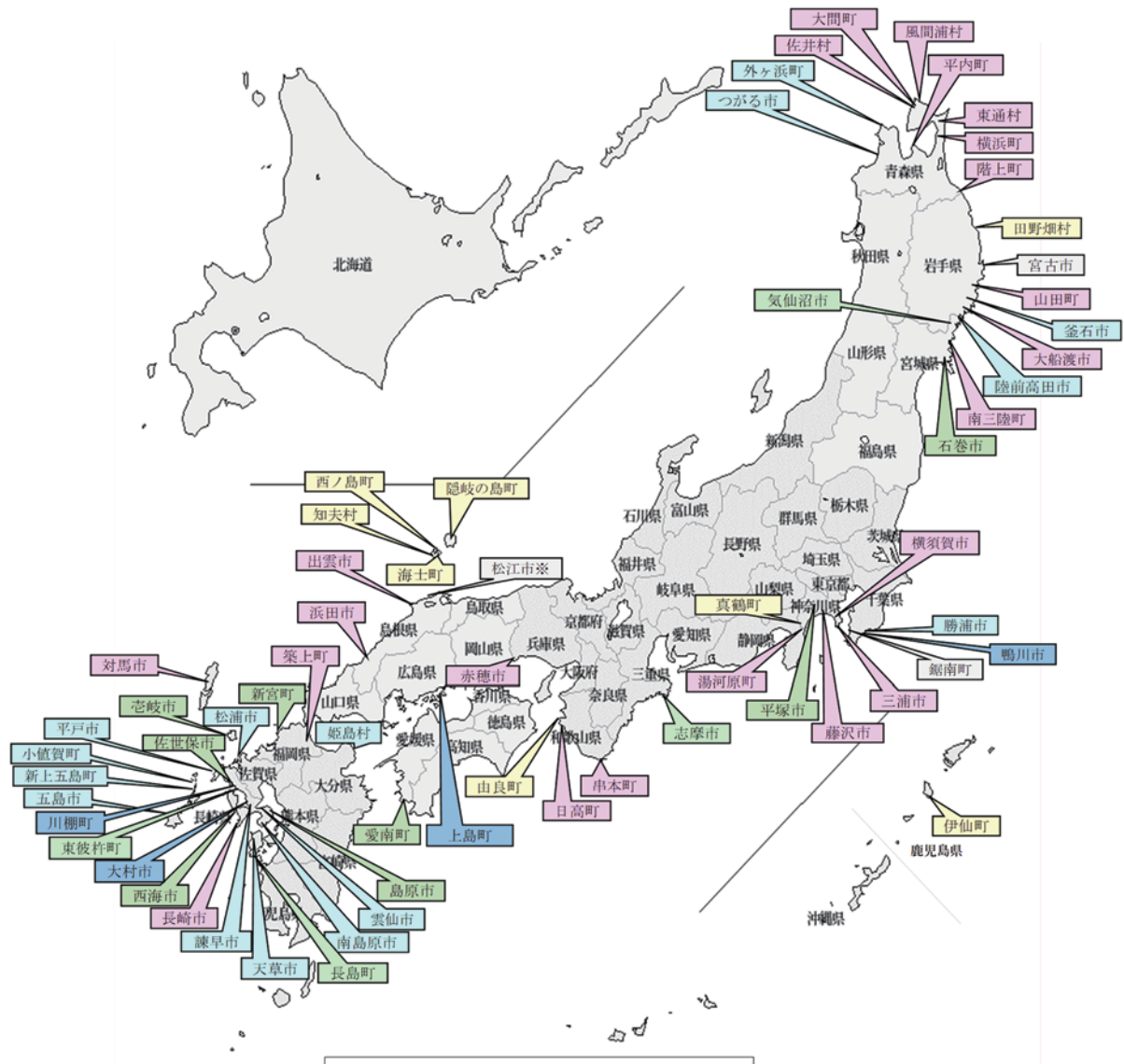


写真一2 大村市 松原漁港



写真一3 大村市 東浦漁港

災害復旧支援協定締結自治体 (令和7年2月18日現在)



(凡例および協定締結数)

平成30年度協定締結	3 市村
令和元年度	8 市町村
令和2年度	23 市町村
令和3年度	15 市町村
令和4年度	8 市町
令和5年度	4 市町
令和6年度	4 市町

※松江市は、漁業集落排水施設及び漁港等の施設の2つの協定を締結している

長崎県における海業の取組事例について

前 長崎県 水産部 漁港漁場課長 本多 健一

1. はじめに

(1) 長崎県の概要

長崎県は全国の約12%にあたる約4,200kmの海岸線を有しており、この複雑な海岸線に面した海域では、海流や海底地形の恩恵を受けて四季折々に多くの魚が育まれ、本県で取れる魚種は350種以上と言われている。また、恵まれた海域の特性を活かし、魚類・貝類・藻類・真珠などの養殖業も盛んであり、本県の漁業生産量は全国第2位(農林水産省「海面漁業生産統計調査」令和5年度概数値)となっている。

一方、長崎県内には226漁港(うち県営51漁港、市町営175漁港)という全国有数の漁港があり、さらに県内には無人島を含めると約1,500の島々がある全国一の離島県でもある。離島振興法に基づく離島振興対策実施地域の指定を受けた有人島51島では約11万人が生活しており、これは県人口の約9%、全国の法指定有人島人口の約33%を占めている。県内の226漁港のうち半数以上の133漁港が離島に位置しており、本土と離島や離島間を結ぶ定期航路について、離島側では漁港施設が多く利用されている。このような漁港施設は離島での生活全般を支えるインフラであり必要不可欠な施設となっている。

このような状況の中、漁港漁場整備法の改正による漁港施設等活用事業の創設など海や漁村の地域資源の価値や魅力を活用する事業である「海業」の機運が高まっており、長崎県内でも主に地元漁協を中心として海業の取り組みが行われている。本稿では長崎県独自の取組である「海業チャレンジ応援事業」及び国の新規事業である海業取組促進事業に対応した「長崎県海業取組促進事業」を紹介するとともに、県内の海業の事例であり水産庁の「実証的に海業の計画策定に取り組む地区」

及び「海業の推進に取り組む地区」に選定された「奈良尾地区」及び「海業モデル地区」及び「海業の推進に取り組む地区」に選定された「上対馬地区」の事例について紹介する。

2. 長崎県内の海業取組事例について

(1) 海業チャレンジ応援事業

長崎県内には62の漁業協同組合(漁協)があり漁業生産量・魚種・漁港数が多いといった強みがある一方で、海業に取り組むためには漁協と観光事業者との連携不足や都市部から遠いといった弱みがある。そこで、漁協等をキープレイヤーとする海業コンテンツを県内各地に創出することを目的に、意識醸成やコンテンツの作り込み等観光部局と連携した海業推進スキームにより支援する「海業チャレンジ応援事業」を県単独事業として令和5年度より実施している(担当部局は水産部漁政課)。

海業推進スキームは①県内への情報提供②先進地キーパーソンの招聘③海業コンテンツの作り込み④立ち上がり支援⑤モニターツアーの実施を組み合わせ、漁協等をキープレイヤーとする海業コンテンツを県内各地に創出し、海業を通じた漁業者の所得上等を通じて持続的で活気ある漁村地域の実現を目指すものである。

(2) 長崎県海業取組促進事業

水産庁の令和6年度補正予算として「海業振興緊急支援事業」が実施されることとなり、その中の海業取組促進事業が都道府県を通じた間接補助事業となっていることから、長崎県においても令和6年度補正予算として「長崎県海業取組促進事業(海業振興支援事業)」を新規事業として立ち上げ、令和7年2月定例県議会において成立した。

本事業を行うにあたっては、新規事業でありながら国の補正予算としてスタートしたことにより非常に短い期間で対応する必要があったものの、本庁水産部の課を跨って事務職・水産職・土木職が協力するとともに、出先機関や市町においても水産職と土木職が連携して漁協と接触するなどの協力体制により、3月末時点で無事に県内7か所の海業取組促進事業計画が国から承認された。今後は交付申請等の手続きを経て各地区で漁協等を中心に独自の取り組みが行われる予定である。

3. 奈良尾地区の事例

（1）奈良尾地区の概要

奈良尾（ならお）漁港は九州最西端にある五島列島に位置する長崎県の新上五島町に位置する第3種漁港であり、大中型まき網漁船の準備・休けいの基地等の地域水産業の中核的な根拠地となっている一方、本土及び五島市福江島との間にフェリー及び高速船（ジェットフォイル）の定期航路が就航する人流の拠点ともなっている。加えて、離島ならではの豊かな自然等を活かして近年寄港需要が増加しているヨット等の受け入れ拡大に向けた取り組みに力を入れており、令和6年3月に海の駅に認定されたことで今後もヨット等の寄港増加が見込まれている。

しかし、近年のまき網漁業の規模縮小により漁港内に低利用の岸壁や用地等が生じており、これらの有効活用が課題となっていたものの、漁業活動に支障をきたすという抵抗感も根強く、積極的な活用までには至らない状況であった。

（2）奈良尾地区の海業の取組

法改正により海や漁村の価値や魅力を活かす「海業」を展開できる制度が創設される見込みができたことをきっかけに、令和5年10月に地元漁協、まき網漁業会社、定期航路運航者、観光協会、その他地域関係者が中心になって「奈良尾漁港賑わい創出協議会」が設立された。協議会には漁港管理者である県や地元自治体である新上五島町もオブザーバーとして参画しており、令和5年12月には水産庁が募集する「海業の推進に取り組む地区」に応募して選定されるとともに「実証的に海

業の計画策定に取り組む地区」にも選定された。交流人口の拡大や水産物を中心とした地場製品の消費拡大を図ることによって、地域の所得向上と雇用の場の創出に繋げ、かつての漁村集落の賑わいを取り戻すことを目指すこととし、定期的に協議会を開催している。

協議会において奈良尾漁港を「まき網漁業の準備・休憩エリア」「定期航路ターミナルエリア」「交流エリア」とゾーニングし、特に交流エリアを中心に様々な取り組みの検討を進めているところである。交流エリアで核となるのがヨット等の受入事業であり、現在はヨット等を既存の旅客定期船用浮棧橋と漁船用浮棧橋の2基で受け入れているものの、ゴールデンウィーク等の多客期には既存の浮棧橋だけでは受け入れができず、既存のまき網漁船用岸壁を活用して係留させる必要があった。令和6年度においては多客期に浮棧橋へ係留できなかったヨットが岸壁へ多層係留し利用者の安全性や利便性が低下している状況が確認されており（写真－1）、漁船用浮棧橋の利用について



写真－1 岸壁への多層係留状況



写真－2 漁船用浮棧橋への係留状況

も漁業者との利用調整の上で受け入れていることから（写真－2）、今後ヨットの寄港が増加することで漁業活動への支障が懸念されている。

このような課題を解決するため、漁船とヨット等の棲み分けを図るとともにヨット等の安全性及び利便性を向上しさらなるヨットの寄港促進を目的として漁港管理者である長崎県がヨット受け入れ用の浮棧橋の整備を予定しており、3月末時点では調査・設計を進めているところである。さらに新規整備予定の浮棧橋背後の低利用となっている用地を活用してヨット等の来訪者を滞在させて水産物の消費増進を図る事業を予定している。

これらの取り組みを漁港及び漁場の整備等に関する法律の第4条の2で定められた「漁港施設等活用事業」として実施するため、同法第41条の漁港施設等活用事業の推進に関する計画（活用推進計画）についても同協議会で検討を重ね、令和7年3月末時点で奈良尾漁港における活用推進計画（案）を策定したところである。今後も漁港管理者として活用推進計画の策定を目指し、同法第41条の各項に定められた手続きを進める予定としている。

4. 上対馬地区の事例

（1）上対馬地区の概要

上対馬（かみつしま）地区は長崎県の対馬市の最北端に位置する上対馬町の上対馬町漁協が関わる1港湾、7漁港で構成される地区であり、地区の核となる比田勝（ひたかつ）港は韓国の釜山との間に航路を有し、年間約20万人の訪日外国人が訪れる国際交流の拠点となっている。

しかし、比田勝港の周辺漁港等においては観光消費の拡大に向けて潜在的な可能性を有しているものの、観光コンテンツや受け皿が不足しておりインバウンド需要による漁業者の所得向上等の機会を損失している状況となっているため、地元漁協が中心となりこれまで以上に上対馬地区の港湾と漁港が連携し、海業を推進することとしている。

（2）上対馬地区の海業の取組

令和5年に水産庁による「海業モデル地区」の応募が開始されたことをきっかけとして、地元漁



写真－3 釣り文化振興モデルの一部

協が中心となった「上対馬海業推進協議会」が設立された。令和5年度に5回の協議会を開催し、「食べる」「遊ぶ」「交わる」を柱とした上対馬地区海業基本構想を作成した。特徴としては各柱に沿った具体的な内容についてリーダーを定め、誰がどこで何をするか、という具体的な内容を記載している点がある。

令和6年度は核となる比田勝港において国土交通省港湾局が募集する「釣り文化振興モデル港」へ応募し8月に認定された（写真－3）。これをきっかけに協議会内に「釣りたいけん部会」を設置し、釣り防波堤の一般開放や運営に向けた具体的な検討を進めるとともに、日本釣り振興協会と協議を進め「比田勝港釣り施設運営業務要領」の策定を検討している。

今後は訪日観光客やファミリー層をメインターゲットとした「釣り振興」をきっかけとし、周辺漁港等での漁家民泊モデル推進や海鮮屋台の展開など、港湾と漁港の連動により効果を繋げることを目的としている。

5. おわりに

長崎県には多種多様な海洋状況・漁業形態があり、それに対応するように各漁港・漁村でも様々な取り組みが行われている。今後も漁業者の所得向上のため、各地域の特色を活かした海業の取り組みを支援するとともに漁港施設の有効活用を図っていききたい。

積算技術情報資料（2024年度版）の発行について

1. 経緯

当センターでは、水産土木事業の設計・積算業務等に利用していただくため、昭和63年度から「積算技術情報資料」を毎年発行しています。この資料は、水産土木事業に関する様々な二次製品等が販売される中で、安心して利用できる製品のリストを、関係都道府県、市町村等にご紹介するものであり、水産土木事業に使用する製品の概要、製品メーカー等への問合せ等の情報を提供し、積算業務の入口資料としてお役に立てるよう配慮したものとなっています。

2. 積算技術情報資料の概要

本資料に掲載する製品は44項目に分類され、製品毎に製品の内容や連絡先等が整理され、検索しやすい資料となっています。

2024年度版は、昨年11月28日に積算技術情報検討委員会を開催し、外部からの水産土木技術の専門家3名により製品登録の妥当性等について検討していただき、その結果、次ページに紹介しています新たな4製品を加えて合計325製品を掲載することになりました。

本資料は、沿海39都道府県の本庁や出先機関、当センターの会員である市町村、国の行政機関等に配布しておりますが、以下のリンク先の当センターホームページにも全文掲載しております。皆様、是非、ご高覧いただき、本資料に掲載されている製品の活用につきよろしく願います。

<https://www.fidec.or.jp/other>



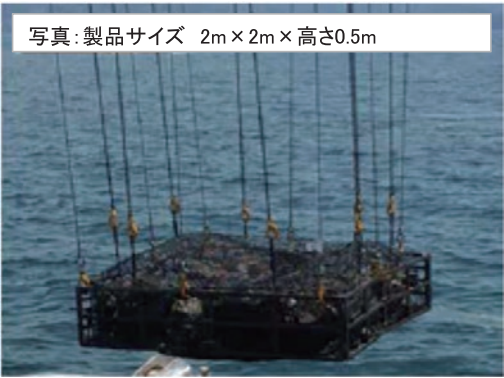
表 紙

製 品 分 類 表

No	大 分 類 名 称	小 分 類 名 称
1	魚 礁	小 鋼 製 コンクリート ハイブリッド(コンクリート製・鋼製) 浮 魚 礁 そ の 他
2	増 殖 用 ブ ロ ッ ク	着 生 面 造 成 育成空間・着生面造成
3	増 殖 用 基 質 材	着 定 基 質
4	異 形 ブ ロ ッ ク	消 波 ・ 根 固 覆 被 段 緩 傾 斜 護 岸 階 立 造 補 波 強 直 構 造 補 強
5	マ ッ ト ・ シ ー ト	摩 擦 増 大 等 防 砂 ・ 防 水
6	安 全 ・ 照 明 灯	浮 灯 安 照 標 全 明 識 標 燈 灯 等
7	防 衝 材	漁 港 新 型 防 舷 材 等 V 型 防 舷 保 護 等 コ ナ ー
8	岸 壁 付 属 施 設	車 船 揚 板 緊 張 止 材 船 矢 係 船 緊 張 材 階 船 段 上 架 施 設 船 上 架 施 設
9	浮 体 施 設	防 波 堤 ・ 船 消 波 堤 係 付 属 施 設 岸 設
10	防 護 施 設	汚 濁 ・ 防 止 膜 等 防 風 ・ 防 砂 柵 堤 防 波 堤 の 防 潮 堤 そ の 他
11	防 蝕	塗 装 ・ 被 覆 防 蝕 そ の 他
12	そ の 他	特 殊 コ ン ク リ ー ト 水中不分離性コンクリート 修 水 交 換 機 能 材 海 生 管 理 の 材 材 衛 生 管 理 の 材 材

登録製品の製品分類表

2024年度版 新規登録製品（4製品）

大 分 類	増殖用ブロック	製 品 名	鋳鉄製パネル藻礁
小 分 類	育成空間・着生面造成	会 社 名	（一社）鋳田籠工法協会
〔資料内容要約〕 鋳鉄製パネル藻礁は、ダクタイル鋳鉄製のパネルを用いた環境配慮型技術で、沿岸地域や河川における藻場の造成や生態系回復を目的としています。軽量かつコンパクトな設計により漁船での運搬が可能で、施工現場での設置も簡便です。鋳鉄から溶出するシリカや二価鉄が藻類や生物の成長を助け、生物多様性と持続可能な漁場の形成に寄与します。本製品に使用されるダクタイル鋳鉄は、鉄スクラップを原料に、マグネシウムやレアアースを添加して金属組織を球状化した高強度でしなやかな素材です。この特性により、耐久性と耐腐食性に優れ、環境負荷の低いリサイクル素材です。		写真：製品サイズ 2m×2m×高さ0.5m 	
大 分 類	増殖用ブロック	製 品 名	カルベースU
小 分 類	育成空間・着生面造成	会 社 名	海洋土木(株)
〔資料内容要約〕 カルベースUは、貝殻をポーラスコンクリートで固化した多孔質の餌料培養・海藻着生基質「カルベース」をU字溝ブロックに装着した小型軽量の増殖礁です。 カルベースの微細な空隙は通水性が高く、魚類の餌料生物となる甲殻類・多毛類にとって絶好な棲息環境になるとともに、カルベースの表面に浮泥が溜まりにくいので、海藻類が着生・生育しやすい基質でもあります。 また、U字溝内部の陰影小空間は、アワビ・ウニ・ナマコ・イセエビ等の絶好な隠れ場になります。 カルベースUには様々な規格があり、軽量タイプは人力での設置が可能です。		  	
大 分 類	防護施設	製 品 名	OKオイルフェンス
小 分 類	汚濁防止膜	会 社 名	前田工繊(株)
〔資料内容要約〕 OKオイルフェンスは、油防除資機材の一つであって、海面に浮き、流出油の拡散防止及び誘導のための資機材です。本体の布地には、合成繊維織布に、塩化ビニールを被覆したものを使用しており、耐候性、耐油性に優れています。 種類としては、固形式（標準タイプ・ボトムテンションタイプ）、充気式がございます。漁港・港湾などでは標準タイプ、河川など流れがある場所ではボトムテンションタイプ、保管場所に制限がある場合には充気式がおすすめです。環境・ご要望により特殊仕様もご提案できます。			
大 分 類	その他	製 品 名	クロロガード（耐塩害コンクリート混和材）
小 分 類	特殊コンクリート	会 社 名	MUマテックス(株)
〔資料内容要約〕 クロロガードは、コンクリート1m³あたり20～40kgをセメント等の結合材に置換して練り混ぜるだけで、コンクリートの緻密化、塩化物イオンの固定化により、高い耐塩害性を得ることのできる混和材である。このため臨海部など、塩害対策が必要となる、ボックスカルバート、水路、擁壁、床版、魚礁などの鉄筋コンクリート構造物の腐食開始年数を遅らせることにより、長寿命化、維持管理の軽減を図ることができる。本工法は、プレキャストコンクリート製品、現場打ちコンクリートのいずれにも適用可能である。新設のみでなく、補修補強工にも適用できる。		  クロロガード荷姿(20kg袋) 適用例(大型擁壁)	

第18回「築地セミナー」の開催について

当センターでは、会員の皆様への情報提供と交流の機会を設けることを目的に、2016年9月から「築地セミナー」を定期的を開催しております。この度、2025年度第2回目となる「第18回築地セミナー」を以下のとおり開催いたしましたので概要をご報告します。

○日時：2025年2月25日（火）15:30～17:00

○場所：コンワビル 13階 第2・3会議室

○講演テーマ及び講師

「これからの水産基盤整備への期待」

前水産庁漁港漁場整備部長 田中 郁也氏

今回は、昨年12月末まで水産庁漁港漁場整備部長を務めておられた田中 郁也氏を講師にお招きして、「これからの水産基盤整備への期待」というテーマで、漁港、漁場、漁村など水産業をめぐる状況や社会情勢の変化に対応して、組織体制、関係者の連携やネットワークなどを駆使してきたこと、また、漁港、漁場や海業などに対する将来の期待について、約1時間30分にあたってご講演をいただきました。

会場には50名を超える会員等の皆様にご参加いただき、セミナー及びその後の意見交換会を

盛況に開催することができました。

ご参加いただきました会員等の皆様にお礼申し上げますとともに、今後も引き続き、不定期ではありますが年に2～3回程度、このようなセミナーを企画・開催して参りますのでご参加いただきますようお願いいたします。



当センター吉塚理事長の挨拶



田中 郁也氏の講演

築地セミナーにおけるこれまでの講演内容

回	開催日	講演内容
第1回	2016年9月5日	漁港整備と会計検査について
第2回	2016年12月9日	ストックマネジメントの計画から実施まで
第3回	2017年3月10日	①フロンティア漁場整備事業の実施状況について ②マウンド礁の整備効果について
第4回	2017年9月29日	漁港漁場整備長期計画と水産基盤整備予算
第5回	2017年12月15日	魚礁調査関連の特化技術について
第6回	2018年3月23日	①水産多面的機能発揮対策について ②水産多面的機能発揮対策事業の取組みについて
第7回	2018年9月28日	①漁港・魚礁施設の維持管理における3D計測技術の適用 ②漁港施設の現状と今後の維持管理の課題 ③水産基盤施設の維持管理業務の現状について
第8回	2018年12月18日	①南海トラフ地震に備えた津波対策 ②松江市との災害支援協定の締結について
第9回	2019年3月15日	①漁港の機能分担・有効活用の取り組みについて ②東日本大震災からの宮古市管理漁港の災害復旧及び災害復旧支援協定の締結
第10回	2019年10月2日	①漁港漁場関係団体による市町村支援の取り組みについて ②水産基盤施設の日常点検について
第11回	2019年12月10日	水産関係施設災害対策の動向について
第12回	2020年3月13日	(新型コロナウイルス対応のため中止)
第13回	2022年6月24日	新たな漁港漁場整備長期計画
第14回	2022年10月28日	水産サイドから見た洋上風力について ～洋上風力発電の動向が気になっている～
第15回	2023年8月1日	①『漁港・漁場の施設の設計参考図書』の改訂について ②藻場保全とブルーカーボン
第16回	2024年2月22日	①「改正漁港漁場整備法（海業制度の検討）について」 ②「能登半島地震の状況について」 ③「ブルーカーボンのクレジットを活用した藻場の維持・保全体制の構築に向けて」
第17回	2024年10月4日	洋上風力発電の最近の動きについて ～その後も洋上風力発電の動向が気になっている～

当センターの令和7年度の事業計画について

今月から当センターの新たな事業年度が始まりましたが、令和7年度における当センターの事業は、令和7年3月25日に開催された令和6年度第2回理事会で承認された以下の事業計画に沿って着実に推進していきますので、会員等関係者の皆様におかれましては、引き続き、ご協力を頂きますようよろしくお願いいたします。

＜当センターの令和7年度事業計画＞

I 令和7年度事業計画

1. 活動方針

令和7年度においては、当センター事業の3本の柱である①水産土木工事等に関する業務に対する支援、②水産土木工事等に関する技術等に係る調査・研究及び普及、③水産土木工事等に関する技術者の育成にかかる事業について、引き続き、着実に推進していくものとする。

特に、令和7年度は、センター本来の役割として、技術者が不足する地方公共団体が行う水産基盤整備事業及び災害復旧事業が円滑に推進されるよう支援することを中心に、以下の取り組みを重点的に行っていくものとする。

(1) 技術者が不足する地方公共団体への技術的支援に関する取り組みの推進

- ① 能登半島地震による災害を円滑に復旧するための発注者支援業務の積極的な推進
- ② 地方公共団体との災害復旧支援協定の締結による復旧支援体制の構築
- ③ 地方公共団体が行う漁港等の機能保全業務（点検・調査等）の支援強化
- ④ 地方公共団体が行う事業に対する発注者支援業務、漁場整備に係る効果調査業務等の強化
- ⑤ 地方公共団体との関係性の強化（アンケートによる支援要望の把握、コンシェルジュ（市町村への個別担当者）による対応等）

⑥ 関係団体とともに市町村支援の機会拡大に向けた取り組みの推進（支援内容の周知活動の推進等）

(2) 当センターの技術を用いた業務及び更なる技術力向上への取り組みの推進

- ① 国の直轄調査等の実施（直轄調査（積算、施工管理、施設の維持管理、藻場整備等）、フロンティア事業関連調査（積算、施工管理、効果調査等））
- ② 自主研究の充実（漁場整備効果の把握等）
- ③ 職員の資質の向上（講習会参加、資格取得、技術開発等）
- ④ 関係団体等との連携強化（業務連携による効果的な支援業務の検討等）

2. 総会及び理事会の開催

総会及び理事会を以下のとおり開催する。

- (1) 第39回定時総会（6月16日）
- (2) 令和7年度第1回理事会（5月下旬）
- (3) 令和7年度第2回理事会（3月下旬）

3. 事業の実施

(1) 水産土木工事等に関する業務に対する支援

水産基盤整備の工事に関する国及び地方公共団体からの発注者支援業務（調査、積算、監督検査等）を受託する。

(2) 水産土木工事等に関する技術等に係る調査・研究及び普及

当センターの持つ技術力を生かし、以下のとおり、各種調査や自主事業を実施し、また、研修会等によりその技術等を普及する。

(2) の 1 国及び地方公共団体等からの受託調査

- ① 積算基準改定のための検討調査（漁港漁場関係積算施工技術協議会の運営と施工実態調査等）
- ② 厳しい環境条件下におけるサンゴ礁の面的保全・回復技術開発等に関する調

査（海洋環境等変化に順応できるサンゴの開発・普及）（一部、公益目的支出計画における実施事業に該当（以下、「実施事業」という。））

- ③ 海水温上昇に対応できる藻場造成手法に係る調査（海域における実証試験、食害対策の技術開発）（実施事業）
- ④ 水産基盤施設の長寿命化対策に関する調査（新技術の普及促進、適切な機能保全計画の見直しのための検討）（実施事業）
- ⑤ 水産多面的機能発揮対策のための支援に関する調査（保全手法等の普及、多様な主体との連携の分析等）（実施事業）
- ⑥ 大型魚礁等の効果把握に関する調査（魚礁効果診断システムを用いた魚礁利用実態等の定量的把握）
- ⑦ 特定直轄漁港漁場整備事業の事業実施に関する調査（フロンティア漁場事業の実施検討等）

（２）の２ 自主事業

- ドローンを用いた増殖場等の経年モニタリング調査

（２）の３ 普及（論文発表、会報発刊、講演会等）（実施事業）

- ① 水産多面的機能発揮対策事業における技術支援等
- ② 日本水産工学会、土木学会（海洋開発）等への論文の発表
- ③ 積算技術情報資料、水産土木工事实施担当職員研修会資料のとりまとめと地方公共団体等への配布
- ④ 会報（センターの事業・調査成果等）の刊行と会員等への配布
- ⑤ 総会終了後の講演会の開催

（３）水産土木工事等に関する技術者の育成

- ① 水産工学技士（水産土木部門）養成事業
企業の技術者を対象に、講習会（講義のWeb配信を併せて実施。判定試験を含む。）及びフォローアップ研修会を下表のとおり実施する（（一社）大日本水産会及び（公社）

日本水産資源保護協会と共催）。なお、札幌市及び那覇市においては、講習会を開催せずあらかじめ講義のWeb配信を実施した上で判定試験のみを行う。

また、水産工学技士資格の活用を目指して、「水産工学技士関係企業等名簿」を地方公共団体等へ配布する。

② 水産土木技術者養成事業

地方公共団体の技術職員等を対象に、①に合わせて実施する（水産庁後援予定）。

実施期間	実施場所
5月12日（月）～ 16日（金）	講習会・判定試験（東京都）
6月27日（金）	判定試験（講義はWeb配信）（札幌市）
10月上旬～11月 下旬	フォローアップ研修会（東京都内他3会場）
11月中旬	講習会・判定試験（福岡市）
12月中旬	判定試験（講義はWeb配信）（那覇市）

③ 水産土木工事实施担当職員研修会

地方公共団体の職員を対象に、1月に東京にて実施する。

④ 漁港漁場関係工事積算基準講習会

地方公共団体及び企業の職員を対象に、6月に東京、仙台、福岡及び神戸にて実施する（（一社）全日本漁港建設協会との共催）。

⑤ 地方の漁港漁場協会等が実施する研修会への講師派遣

令和7年度 漁港漁場関係工事積算基準講習会のご案内

1. 開催の目的

本講習会は、漁港漁場関係工事における水産庁の取組、令和7年度から適用される積算基準の改定内容の他、工事費算定の基礎、工事に係る資材単価の動向、現場の施工実態といった積

算に係る内容等について、漁港漁場工事の第一線で活躍中の実務者に対し早急な周知徹底を図るため、水産庁の御後援をいただき「一般社団法人全日本漁港建設協会」と共催で以下のとおり開催いたしますのでご案内させていただきます。

2. 日時・会場

1. 東京会場	日 時	令和7年6月3日(火) 13:00～17:00
	会 場	東京国際フォーラム ガラス棟4階「G409」(東京都千代田区)
2. 福岡会場	日 時	令和7年6月11日(水) 13:00～17:00
	会 場	福岡朝日ビル「13～15号室」(福岡県福岡市博多区)
3. 神戸会場	日 時	令和7年6月12日(木) 13:00～17:00
	会 場	三宮研修センター 6階「605号室」(兵庫県神戸市中央区)
4. 仙台会場	日 時	令和7年6月17日(火) 13:00～17:00
	会 場	TKPガーデンシティ仙台 「ホール30A」(宮城県仙台市青葉区)

3. 講習内容

- 「水産庁における品質確保に関する取り組みについて」(水産庁 漁港漁場整備部 事業課)
- 「漁港漁場関係工事費の積算について～初めて携わる人向け 漁港漁場工事の歩掛単価を詳しく解説～」(一般社団法人 水産土木建設技術センター)
- 「漁港漁場関係工事積算基準の概要及び改定について～令和7年度積算基準改定のポイント解説～」(水産庁 漁港漁場整備部 事業課)
- 「最近の資材単価・労務費・市場単価の動向等について」(一般財団法人 経済調査会)
- 「現場からの視点による設計・積算について～現場条件、施工規模等により積算基準の適用と施工実態に乖離が発生した工事を事例として～」(一般社団法人 全日本漁港建設協会)

4. 受講料(テキスト代含む)

- ①「(一社)水産土木建設技術センター及び(一社)全日本漁港建設協会の正会員及び賛助会員」、「国・都道府県・市町村職員」： 5,500円(税込)
- ② 上記以外の受講者： 12,100円(税込)

5. 申込方法

受講希望者は、以下の事務局HPより受講申込書をダウンロードしていただき必要事項を記入のうえ、各会場の申込締切日までに事務局までFAX又は電子メールにてお申し込み下さい。

<申込締切日>

東京会場：令和7年5月27日(火)、福岡会場・神戸会場：令和7年6月4日(水)、
仙台会場：令和7年6月9日(月)

<事務局> 一般社団法人 全日本漁港建設協会 担当者：田原、國武(mail : info@zengyoken.jp)

〒104-0032 東京都中央区八丁堀3-25-10 JR八丁堀ビル5階

TEL : 03-6661-1155 FAX : 03-6661-1166

HP : <https://zengyoken.jp/blog/news/activity/news>

当センターの第39回定時総会及び講演会の開催について

当センターの第39回定時総会を以下のとおり開催いたします。

○日時：令和7年6月16日（月）

午後1時30分から

○場所：東京都中央区築地1-12-22

コンワビル13階 第2・3会議室

また、定時総会終了後に講演会を以下のとおり開催します。会員等の皆様の御出席をお願い致します。

○講師：長崎大学海洋未来イノベーション機構

征矢野 清 教授

○内容：環境保全型養殖の実現に向けて

～「なががきBLUEエコノミー」の取り組み～

●センター業務（2025年2月1日～4月30日）

	業 務 内 容	場 所
2月5日	令和6年度第2回水産工学技士企画委員会	東銀座会議室（東京都）
2月6日	令和6年度漁港漁場関係担当課長会議に出席	農林水産省7階講堂（東京都）
2月17日	令和6年度第2回海水温上昇に対応した藻場造成技術検討会	コンワビル（東京都）
2月18日	一般社団法人漁港漁場新技術研究会 第9回技術報告会に出席	エッサム 神田2号館（東京都）・Web併用
2月19日	漁港漁場漁村整備促進議員連盟総会に出席	自由民主党本部（東京都）
2月21日	漁港漁場関係積算施工技術協議会（総会）	Web開催
2月25日	第18回築地セミナー	コンワビル（東京都）
2月25日	令和6年度水産基盤整備調査委託事業（漁港・漁村委員会）年度末報告会に出席	農林水産省会議室（東京都）・Web併用
2月26日	令和6年度水産基盤整備調査委託事業（漁場委員会）年度末報告会に出席	農林水産省会議室（東京都）・Web併用
2月28日	令和6年度第2回サンゴ礁の面的保全・回復技術検討委員会	東京大学（東京都）
3月3日	令和6年度漁村女性セミナーに出席	合人社東京永田町ビル803会議室（東京都）
3月3日	シンポジウム「水産未来 2025 ～未来を創る連携とヒント～」に出席	海運クラブ（東京都）
3月3日	新たな海洋開発がその近傍の漁場施設に与える長期的な影響に関する調査 検討委員会（第3回）	NS虎ノ門ビル（東京都）
3月4日	水産多面的機能発揮対策支援委託事業 事業評価検討委員会	Web開催
3月5日	令和6年度水産基盤整備・維持管理に係る市町村支援のための連絡協議会	東銀座会議室（東京都）
3月7日	令和6年度漁港漁場講習会に出席	Web開催
3月14日	漁場施設研究会（JIFIC） 第20回研究例会に出席	エッサム 神田1号館（東京都）・Web併用
3月25日	令和6年度第2回理事会	コンワビル（東京都）・Web併用
4月17日	水産工学技士検討委員会	当センター会議室（東京都）
4月24日	一般社団法人長崎県漁場整備開発協会の総会に出席	サンプリエール（長崎県）
4月25日	愛媛県伊方町との災害復旧支援協定締結	伊方町役場（愛媛県）

編集・発行 一般社団法人 水産土木建設技術センター 会報No.150 （2025年4月30日発行）

東京本部

〒104-0045
東京都中央区築地2-14-5 サイエスタビル3F
TEL: 03-3546-6858
HP: <https://www.fidec.or.jp>
Eメール: tokyo@fidec.or.jp
地下鉄日比谷線築地駅2番出口より徒歩1分

松江支所

〒690-0055
島根県松江市津田町301 リバーサイドビル2F
TEL: 0852-28-1630
Eメール: matsue@fidec.or.jp
JR松江駅から徒歩6分

長崎支所

〒850-0035
長崎県長崎市元船町17-1 長崎県大波止ビル2F
TEL: 095-827-5669
Eメール: nagasaki@fidec.or.jp
JR長崎駅より路面電車にて大波止下車徒歩2分

サンゴ増殖研究所

〒901-3104
沖縄県島尻郡久米島町真謝500-1
TEL: 080-2566-8187

岩手事務所

〒027-0051
岩手県宮古市南町11-27 第3うまいやビル3F
TEL: 0193-65-9350